

特集

# 生物多様性保全に

# 向けた行政の取組み

窪田 達夫（長野県環境部自然保護課）

将来に生物多様性の恵みを継承するには、保全や利用のためのルール作りが必要です。

地球規模で輸出入の盛んな今日、それには、「生物多様性に関わる利害関係の調整」という難題を避けて通れません。生物の生息環境の保全対策と同等、あるいはそれ以上に、政治・経済的調整も重要となります。ここではその解決に向けた行政の取組みを紹介します。

## 1 世界の取組み <生物多様性条約>

1992年にリオデジャネイロの地球サミットで生物多様性条約（CBD）が採択されました。この条約は①地球上の多様な生物を生息環境とともに保全、②生物資源を持続可能であるように利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分、以上の三つを主な目的としています。

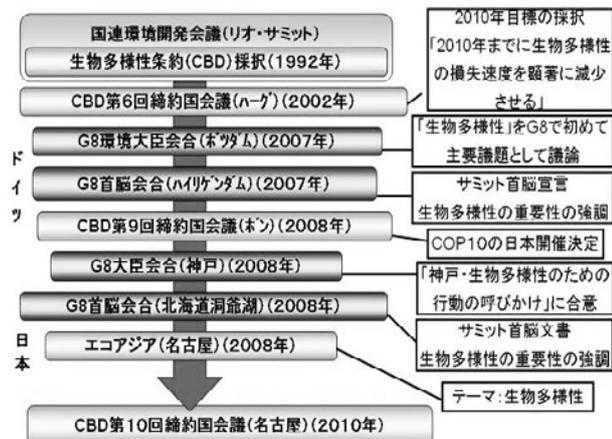
条約締約国会議（COP）は2年毎に持ち回りで開催されています。

2002年のCOP6（ハーグ）で2010年目標（2010年までに生物多様性の減少速度を顕著に減少させること）が採択されました。

くしくも今年はその目標の年2010年です。国連が定めた国際生物多様性年でもあります。

残念なことに2010年目標は達成出来なかったと先の5月に条約事務局より報告されています。

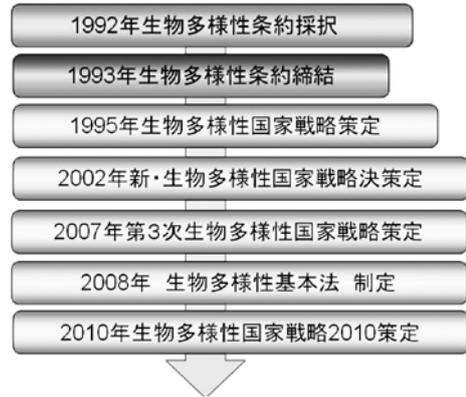
そしてこの10月、名古屋でCOP10が開催され、長年の課題であった遺伝資源の利用と利益配分を決める「名古屋議定書」と、今後の生態系保全の目標となる「愛知ターゲット」が全会一致で採択されました。



## 2 日本の取組 <国家戦略、基本法>

条約第6条に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため政府は「生物多様性国家戦略」を1995年に

策定し、以降、複数回の改訂が行われています。また、「生物多様性基本法」を2008年6月に施行しました。法律の制定を受け生物多様性国家戦略2010が策定されました。COP10での名古屋議定書、愛知ターゲットの採択を受け国家戦略の更なる見直しも予想されます。



## 3 県の取組 <生物多様性長野県戦略(仮称)の策定にむけて>

生物多様性の保全に対し、広く県民の方々が理解し、県民の総意を得て取り組まれるよう県の指針が必要です。国際的な視野を持ち、かつ、本県の特性を踏まえ

- ・ 取り組むべき生物多様性の保全と持続可能な利用に関する目標
- ・ 生物多様性の保全と持続可能な利用に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策

を盛り込み策定します。

策定にあたっては、「生物多様性長野県戦略策定委員会」により有識者の見識を、また、「生物多様性地域懇談会」等により多くの県民の意見を取り入れ、「庁内調整会議」により県組織の部局間の調整を図り、県の全ての政策に反映されることを目指します。

行政だけで達成できる課題ではありません。県民一人ひとりが力を併せていくことが重要です。皆様、是非関心を持って頂ければ幸いです。

<http://www.pref.nagano.jp/kankyo/hogo/biodiv/index.html>

### 参考 地方自治体の生物多様性地域戦略策定状況

- 策定済み
  - 千葉県 (H20.3)、埼玉県 (H20.3)、滋賀県 (H17.10)、愛知県 (H21.3)、兵庫県 (H21.3)、長崎県 (H21.3)、北海道 (H22.7)、栃木県 (H22.9)、流山市 (H22.3)、高山市 (H22.3)、名古屋市 (H22.3)
- 策定中
  - 秋田県、栃木県、東京都、石川県、大阪府、沖縄県など